

＜基本方針抜粋（居宅介護支援部分）＞

居宅介護支援

基本取扱方針について

①基本取扱方針	○ 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければなりません。
②質の評価	○ 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。 【ポイント】 ・指定居宅介護支援事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、今後の業務の改善を図る必要があります。 ・評価の手法や頻度について特段明確な規定はありませんが、利用者アンケートや従業者へのヒアリングによる振り返りなどの方法により、少なくとも1年に1回は評価を行い、サービスの質の向上に努めてください。 ＜名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業について＞ 介護サービス事業者が自らのサービスの質の向上を図る手段として、また、利用者が介護サービス事業者を選択する際の指標とするため、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会（名介研）と共催で実施している事業です。 介護サービス事業者とその利用者が、介護保険サービスにおける評価指標についてお互いに評価を行い、その評価点数の差をもとに介護サービス事業者が自らのサービスの点検を行うものです。例えば、介護サービス事業者が高い点数を付けた指標に利用者がその点数より低い点数を付けた場合、介護サービス事業者はその指標にかかるサービス提供のあり方を見直す結果になります。 事業の詳細、申込み時期等につきましては、名介研ホームページ（URL:http://www.meikaikenuser.jp/userhyoka/）をご確認ください。

（基本方針の全文は、下記NAGOYAかいごネット「ケアマネジメントの基本方針の策定について」にてダウンロードできます。）

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2018091800018/>

〈基本方針・NAGOYA かいごネット掲載箇所〉

The screenshot shows the NAGOYA Kaigo Net homepage. The top navigation bar includes links like 'ご利用案内', '背景色', '白', '青', '黒', '読み上げ', '文字サイズ', '小さく', '標準', '大きく'. The main menu has 'トップ', '認定調査', '介護保険事業者の指定・登録', '各種加算・変更届等ダウンロード', '事業者指導', '総合事業・いきいき支援センター関係'. The '事業者指導' section is highlighted. The main content area has several boxes: '実地指導', '介護保険指定事業者講習会 (集団指導)', '本市への報告', '手引き等', 'ケアマネ関係', '災害関係', and '介護サービスQ&A (外部リンク)'. The 'ケアマネ関係' box is circled, containing links like 'ケアマネジメントの基本方針', 'ケアマネジャー向け研修', and '生活援助を一定回数以上受けたケアプランの提出'.

The screenshot shows the 'ケアマネジメントの基本方針の策定について' page. The page title is 'ケアマネジメントの基本方針の策定について' and the date is '2018年9月18日'. The text explains the basic policy for care management, mentioning the importance of care management and the role of care managers. It also lists the contents of the policy, including the basic policy, the role of care managers, and the role of care managers in the community. The page includes a table of contents and links to the full text of the policy.

URL : <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2018091800018/>

運営基準減算について

居宅支援基準省令第4条第2項並びに第13条第7号、第9号から第11号まで、第14号及び第15号(これらの規定を同条第16号において準用する場合を含む)で定められた介護支援専門員が行うべき業務を行っていない場合に、事業所は自ら減算を行わなければなりません。

- ① 所定単位数の50／100に相当する単位数を算定
- ② 運営基準減算が2月以上継続している場合、所定単位数は算定しない
※居宅介護支援費を算定しない場合、初回加算や退院・退所加算など、その他の加算も算定することはできません。

<減算の対象となる状態>

1 居宅サービス計画の新規作成及びその変更時に以下の状態

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く）
- ③ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合
⇒当該月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算すること。

2 次に掲げる場合に、サービス担当者会議の開催を行っていない状態

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
⇒当該月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算すること。

3 居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）について、以下の状態

- ① 1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合（特段の事情がある場合を除く）
- ② モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合（特段の事情がある場合を除く）
⇒当該月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算すること。

4 次に掲げる事項について文書を交付して説明を行っていない状態

- ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ② 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ③ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、当該事項について文書を

交付して説明を行っていない。

⇒契約月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算すること。

〈契約時の説明方法の例〉

〈例〉※重要事項説明書

第●条 等事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙

① 前6か月間にケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

訪問介護●%/通所介護●%/地域密着型通所介護●%/福祉用具貸与●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

実地指導やケアプランチェックなどで運営基準減算となる状態が認められ、報酬の返還をすることとなった場合、運営基準減算の適用を受けていないことが要件の一つとなっている特定事業所加算の報酬の返還も必要となります。

生活援助を一定回数以上位置付けたケアプランの届出について

1. 概要

先の制度改正において、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成 30 年 10 月 1 日以降に作成（新規・更新）または変更（「軽微な変更」を除く。）した居宅サービス計画（ケアプラン）について、訪問介護における生活援助中心型サービスを国が定める回数以上位置づける場合、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村へ届け出ることとなりました。

2. 対象となるプラン

ケアプランを作成または変更した時点で、訪問介護において以下の回数以上の「生活援助」（生活援助を単体で行うもののみを指し、1 回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在するものを除く。）を位置づけたもの。

（1 月あたりの回数）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 7	3 4	4 3	3 8	3 1

3. ケアプランの検証方法

提出のあったケアプランは、介護支援専門員が適切なケアマネジメントがされているかを確認し、ケアプランを作成した介護支援専門員に対し、電話または対面にて内容の聞き取りを行い、必要に応じて指導を行います。

4. ケアプランの提出

（1）提出物

本市被保険者全員分（当該月分）のケアプラン（第 1 表～第 4 表及び第 6 表・第 7 表）及びアセスメント表（基本情報を含む。）

（生活援助の必要性を記載した箇所は色を塗るなど、わかりやすく表示して下さい。）

（2）期限

該当するケアプランがある場合、利用者の同意を得て交付した月の翌月末日までに自主的に提出して下さい。

（3）提出方法等

提出方法：郵送

提出先：名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

〒460－8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号：052－972－2594

認知症高齢者グループホーム居住費助成について

1 概要

認知症高齢者グループホームには、介護保険の負担限度額（居住費等の補足給付）のような低所得者のための負担軽減策がないことから、認知症高齢者グループホームに入居する一定の所得要件等を満たす方に対して、居住費の一部を助成しています。補足給付と同様に広く非課税世帯を対象とするため、令和3年10月から対象者が拡充されました。

2 対象者

預貯金等が一定額(※1)以下であり、下表に該当する方(※2)

世帯全員が市町村民税非課税(※3)で、本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）(※4)の合計が80万円以下の方	20,000円／月（上限）
世帯全員が市町村民税非課税(※3)で、本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）(※4)の合計が80万円を超える方(※5)	10,000円／月（上限）

(※1) 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です（令和3年8月以降も変更はありません。）。

(※2) 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は除きます。

(※3) 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。

(※4) 年金所得を差し引いた金額となります。なお、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、この控除額を差し引いた金額となります。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。

(※5) 上表の10,000円／月（上限）に該当する方については、令和3年10月利用分より助成対象となりました。

3 助成の流れ

- ① 助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、交付された助成認定証を、利用している認知症高齢者グループホーム事業所へ提示します。
- ② 助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とします。

4 その他

グループホーム事業者が必要な手続き等については、NAGOYA かいごネットをご確認ください。

（事業者向け）介護保険事業者の指定・登録 - 認知症高齢者グループホーム居住費助成について